

VI 計画の推進

計画の推進にあたっては、各主体の連携・協調のもと、震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら、障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障害のある方を包み込み、自立と社会参加等を支援していきます。

また、本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直し等を行い、施策の重点化を図るとともに、新たに設置する審議会において、継続的に計画の進捗状況を点検・評価し、見直しや次の計画への反映をしていきます。

1 各主体の役割

施策の推進にあたっては、行政はもちろんのこと、障害者団体等、企業等、地域、市民等との協働・連携が必要であり、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体の取り組みとして進めていきます。

(1) 行政の役割

本市は、国や宮城県、関係機関と協調し、行政だけでなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業等の役割

障害のある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

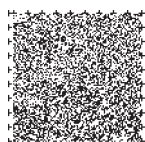
(4) 地域の役割

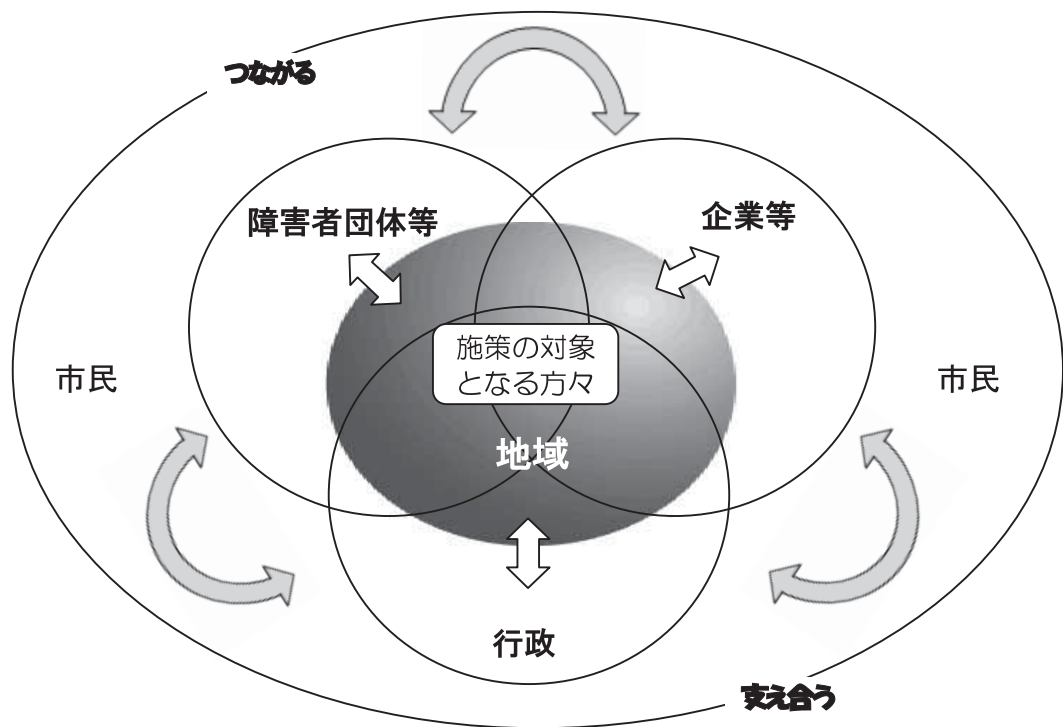
地域は、市民、団体、企業等様々な主体で構成されています。震災を契機に地域の絆の重要性があらためて認識されたところであり、地域の誰もが互いにつながりながら、障害があっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

(5) 市民の役割

様々な主体や社会を構成しているのは市民一人ひとりです。

障害のある方やその家族を孤立させることのないよう、市民が、障害のある方に対し無関心にならず、正しい理解と意識を持って、誰もがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。





2 推進体制

障害者基本法の改正により、都道府県及び政令指定都市は、新たに審議会その他の合議制機関の設置が義務づけられ、その審議会において次の役割を担うこととされました。

- (1) 市町村障害者計画策定にあたっての意見
- (2) 施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視
- (3) 施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

本市としては、改正された障害者基本法に基づく審議会として、あらためて仙台市障害者施策推進協議会を位置づけ、これらの役割を担っていきます。

障害者施策推進協議会における障害者保健福祉計画及び第3期障害福祉計画の進捗状況に係る監視（モニタリング）等を通じ、両計画について評価を行い、その結果を公表しながら、必要に応じて見直しを行うとともに、次の計画や施策等に反映させていきます。

